

# 令和5年度奥州市障がい者就労施設等優先調達方針

## 第1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達目標についての方針を定めるものとする。

## 第2 適用範囲

この方針は、奥州市の全組織を対象とする。

## 第3 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- (8) 重度障がい者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）
  - ア 障がい者の雇用人数が5人以上
  - イ 障がい者の割合が従業員の20%以上
  - ウ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (9) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

## 第4 調達する物品等及びその目標

市が障がい者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、市が調達可能な役務、物品であれば対象とする）

- ・物品（紙製品、記念品、食品類、垂れ幕・看板、花苗、縫製品等、木製家具等、印刷、その他）

**600千円**
- ・役務（クリーニング、リネンサプライ、情報処理サービス、公園・建物の清掃、除草、襖・障子の張り替え、その他）

**4,180千円**

## 第5 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、奥州市財務規則（平成18年奥州市規則第57号）別表第4に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号）により契約を締結するものとする。

## 第6 調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに各組織に情報提供を行うものとする。

## 第7 調達実績の取りまとめ、公表

調達実績は年度ごとに取りまとめ、市のホームページ等を通じて公表するものとする。

## 第8 公契約における障がい者の就業を促進するための措置

物品等の調達のほか、市が締結する契約において、障がい者である労働者を雇用している事業者に対する優先的な取扱い等について検討するものとする。

## 第9 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉部福祉課とする。ただし、公契約に関する窓口は財務部財政課とする。